

議会運営委員会

令和5年5月26日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（10名）

委員 長 中 里 康 寛
委 員 森 本 彰 伸
委 員 星 宏 子
委 員 相 馬 剛

副 委 員 長 鈴 木 伸 彦
委 員 益 子 丈 弘
委 員 平 山 武
委 員 中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長 山 形 紀 弘

副 議 長 眞 壁 俊 郎

説明のための出席者（7名）

市 長 渡 辺 美知太郎
副 市 長 藤 田 一 彦
総 務 課 長 後 藤 明 美
行政担当GL 渡 辺 英 俊

副 市 長 渡 邊 和 明
総 務 部 長 後 藤 修
総務課長補佐 佐 藤 吉 将

出席議会事務局職員

事 務 局 長 高 久 修
議事課長補佐
兼庶務係長 小 高 久 美
主査（係長級） 室 井 理 恵
主 査 石 田 篤 志

議 事 課 長 相 馬 和 男
議事調査係長 長 岡 栄 治
主 査 飯 泉 祐 司

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
 - ・ 議 長
 - ・ 市 長

3. 協議事項

(1)令和5年6月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件……………	17件
・同意案件	3件
・補正予算案件	1件
・条例案件	1件
・契約案件	1件
・損害賠償の額の決定及び 和解案件	2件
・規約の変更案件	1件
・財産の処分案件	1件
・報告案件	7件
(即決案件)	件
(追加案件)	件
○議会提出案件……………	0件
(即決案件)	件
(追加案件)	件

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告会派 3会派）について

④市政一般質問（通告者 15人）について

⑤請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情等……………	2件
(別紙請願・陳情等文書表)	

⑥会議日程について

○会議日程は5月31日（水）から 月 日（ ）までの 日間
○日程（別紙案）

(2)6月定例会議の対応について

○別紙資料参照

(3)ホームページへの請願・陳情等文書表の公開について

(4)その他

次回開催

議会運営委員会 月 日（ ） 時～ 場所

4. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○中里委員長 ちょっと時間早いですけれども、出席者がそろっておりますので、これより議会運営委員会のほうを開会したいと思います。

◎委員長挨拶

○中里委員長 まず、私のほうから御挨拶をさせていただきますというふうに思います。

おはようございます。

後期の2年間、議会運営委員長を仰せつかりました中里康寛でございます。この議運長という役職は、執行部から上がってくる全ての議案の取扱い、また、市議会の運営を実質議長と二人三脚でかじ取りをしていく重い役職であるというふうに感じております。

また、執行部におかれましては、市民の生命と常に向き合っておりますので、私も常にそういった緊張感を持ちながら、市議会の運営に全力で取り組んでいきたいというふうに思いますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いたします。

◎議長挨拶

○中里委員長 それでは、続きまして、議長から挨拶をいただきたいと思います。

○山形議長 皆さん、おはようございます。

昨日は、関東市議長会議ということで、水戸のほうに行ってまいりました。事務局長と午前中か

ら出かけて、夕方会議があって、その後総会ということで、夜9時か10時ぐらいに帰ってきて、今日の議運のために宿泊はなく帰ってきました。

次年度は熊谷市が関東の主催ということで、その次が那須塩原市が開催市というふうなことで、そういったものを、勉強を踏まえて見てまいりました。1都7県で216の自治体の議長さんが一堂に集まる会食をしたときには、もうコロナを忘れたような、何かすごい賑やかで、新座市の議長さんとひたちなか市の姉妹都市を結んでいる議長さんとも挨拶を交わし、また行きましようというふうな話をさせていただきました。

少しずつコロナ前に戻りつつあるかなというところで、今週の日曜日は湯けむりマラソン、そしてさらに土曜日、日曜日、来週、女子のソフトボールということで、だんだんコロナ前に戻りつつあります。日曜日に関しては、湯けむりマラソンということで、私、5キロのスターターをやることになっております。5キロのマラソンの方で渡辺市長に出させていただいて、私、スターターしますので、フライングだけは気をつけていただきたいと思いますので、全力で走っていただきたいと思っております。

そういったものを含め、徐々にコロナ前に戻りつつあるなというふうな気がしております。

中里委員長、そして鈴木伸彦副委員長の下、議会運営の新たなスタートというふうなことで、しっかりとまとめていただき、議会をつかさどる大切な委員会でございますので、よろしく願いたします。

以上でございます。

○中里委員長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○中里委員長 続きまして、市長から御挨拶いただきますと思います。

○渡辺市長 今日から議会運営委員会のほうも新しく中里委員長、鈴木副委員長のほうと始まるわけです。湯けむりマラソンでフライングしても、市政ではフライングをしないように進めたいと思っております。

さて、先週末、山形県鶴岡市に行つてまいりまして、鶴岡サイエンスパークというのを見に行きました。これは2001年に慶応義塾大学の先端生命科学研究所を誘致した頃から始まったのですが、今では数多くのベンチャー、バイオベンチャーが誕生しています。山形県には上場企業8社あるんですが、そのうちの1社がこのサイエンスパーク発のものであります。

また、ユニコーン企業という、いわゆる非上場の会社で時価総額1,000億以上、その他いろいろ条件あるのですが、ユニコーン企業というのは日本に10社しかない。世界中には1,000社ぐらいあるらしいのですが、10社しかないという貴重なものも1社、サイエンスパークから出ております。

とはいえ、このサイエンスパークが物すごい、やっぱり行政としては時間と労力、資金をかけているということで、2001年にできたんですけれども、最初に上場したのが、できてから12年後ということで、鶴岡というのは人口が那須塩原ぐらいなんですけれども、毎年3億5,000万円をサイエンスパークに投資をしているということで、様々な議論もあって、最初のほうはなかなか当然ですが、結果が出ないということで、12年かかって上場企業ができて、その後、今様々な企業ができて、本当に付加価値のある企業誘致、人材育成につながっているというふうに思っております

けれども、行政の継続性というか、初代の市長、それから事業を継続している市長、本当に3.5億という巨額の金額を毎年出しているということで、政治とはやはりかくありたいものだと思っております。

那須塩原市も黒磯が、やはり、みるる、くるるといった整備、これも10年以上かかって完成をされて、初代、これは阿久津市長の頃から始まりましたが、君島市長もそれを継続して、ようやく私のときにできたということで、私もこれから那須塩原駅前の整備をしますけれども、もしかしたら私が市長の任期では間に合わないかもしれないので、そのぐらいの覚悟で臨みますけれども、歴代の次の市長にバトンタッチできるような、そんな魅力のある政策に尽力をしていきたいと改めて思った次第であります。

今回の市議会定例会議に御提案を申し上げますのは、人事案件3件、令和5年度の補正予算案件が1件、条例の一部改正案件1件、契約の締結案件1件、損害賠償額の決定及び和解案件2件、一部事務組合の規定の変更案件1件、一部事務組合の財産処分案件1件、繰越計算書の報告案件4件、公社等の経営状況の報告案件3件の計17件であります。

概要につきましては総務部長が説明いたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○中里委員長 市長、ありがとうございました。

◎挨拶

○中里委員長 ここで、議会運営委員会のメンバーが代わりましたので、副委員長から順に御挨拶を

お願いします。

○鈴木副委員長 議運、長くなって、今度ここに座るのは少々居心地が違ってきます。委員長からお話ありましたように、議会の進行がうまくいくように、私も一緒に委員長を支えながらやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○星委員 前回に引き続き、議会運営委員会のほうに所属をさせていただくことができました。しっかり審議をしながら、円滑な進行ができますように、執行部と協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○平山委員 ありがとうございます。

久しぶりに議運というのは、前の委員会でちょっとあったことは、もう10年ほど前ですか、そんなことで、ぜひ皆さんとしっかりと執行部と、車の両輪ということで、それを確立するのにしっかりとこれに関しての意見させていただき、皆さんとともに頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○相馬委員 皆さん、おはようございます。相馬でございます。

ここ2年間はオブザーバーという形で出席しておりましたが、再度委員として出席させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森本委員 おはようございます。森本です。

議会運営委員会、私、最初の議会議員になった年からやっていて、1期だけ外れたことあるんですが、もうずっと議運に所属させていただいて、そんな中でも新人議員というふうな立ち位置が、ちょっと自分の中では甘えが少しあったのかなという部分もあるんですけれども、今、議長も、委員長も、そして隣の益子委員も、同期がこれだけいるという中で議運メンバーということですから、責任を持ってしっかりと頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

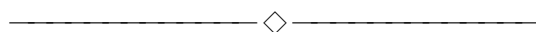
○益子委員 皆様、おはようございます。

後期の議会運営委員会のメンバーに選出された益子でございます。私は同じ2期生ということで、それぞれのメンバーが重要な位置にありますが、議会運営委員会の委員として初めてでございます。皆様に御迷惑をおかけしないように精いっぱい努めてまいりますので、御指導御鞭撻のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員 おはようございます。

7年ぶりにこのような風景を動かさしにまいりました中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中里委員長 ありがとうございます。



◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)令和5年6月那須塩原市議会定例会議について、まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

部長。

○後藤総務部長 それでは、よろしくお願いいたします。

令和5年6月那須塩原市議会定例会議に提案をいたしております市長提出案件について御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件につきましては、ただいま市長が申し上げましたとおり17件となっておりますので、各案件の取扱いについて御審議くださいますようお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会におきまして説明させていただいた案件につきましては、本日の説明を省略させていただきたいと思っております。

また、付議事件の一覧表をお配りしておりますので、件名の読み上げにつきましては省略しまして、表の番号と議案番号のみを申し上げたいと思っております。

それでは、初めに、番号1、同意第6号でございます。

本案につきましては、令和5年4月30日をもって齋藤寿一議員が、議会から選出される監査委員を退任したため、その後任として平山武議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、委員会の同意を求めます。

次に、番号2、同意第7号でございます。

本案につきましては、現在の農業委員会の委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるに伴い、次の農業委員会委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、番号3、同意第8号でございます。

本案につきましては、現人権擁護委員であります郡司義明氏及び大木康隆氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、両氏を再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

以上、人事案件3件を提出いたします。

次に、番号4、議案第61号 令和5年度補正予算案件1件を提出いたします。

次に、番号5、議案第62号 条例の一部改正案件1件を提出いたします。

次に、番号6、議案第63号 規約の締結案件1件を提出いたします。

次に、番号7、議案第64号及び番号8、議案第65号の損害賠償の額の決定及び和解案件2件を提出いたします。

次に、番号9、議案第66号でございます。

本案につきましては、佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次に、番号10、議案第67号でございます。

本案につきましては、さきの番号9、議案第66号と同様の理由となりまして、栃木県市町村総合事務組合が共同処理する事務のうち、退職手当支給事務に係る財産処分に関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

次に、番号11、報告第10号でございます。

本報告は、令和4年度一般会計予算として議決をいただきました繰越明許費に係る予算について、令和5年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次に、番号12、報告第11号でございます。

本報告は、令和4年度温泉事業特別会計予算として議決をいただきました、継続費に係る予算について令和5年度に繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものでございます。

次に、番号13、報告第12号でございます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費を令和5年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、番号14、報告第13号でございます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項及び同

条第2項ただし書の規定により、建設改良費を令和5年度に繰り越したことから、同条第3項の規定により報告するものでございます。

最後に、番号10号、報告第14号から番号17、報告第16号までの公社等の経営状況の報告案件3件について一括して御説明をいたします。これら3件の案件は、本市が出資している農業公社、文化振興公社及び那須野が原文化振興財団における令和4年度の事業実績及び会計決算並びに本年度の事業計画及び収支予算などの経常費について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、17件の案件につきまして、市議会定例会議への提出を予定しています。よろしくお申し上げまして、市長提出案件の説明とさせていただきます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 即決案件はございますか。

部長。

○後藤総務部長 それでは、付議事件の一覧表を御覧いただきたいと思っております。

即決をお願いしたい案件については、グレーに網かけをしている番号1、同意第6号から番号3、同意8号までの3件は人事案件ですので、即決としてお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○中里委員長 ただいまの即決案件の説明に対して、質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りをいたします。

ただいま説明がありました同意第6号から同意

第8号までの同意案件3件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいま即決案件3件及び報告案件7件を除く7件の議案につきましては、各常任委員会で付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

部長。

○後藤総務部長 追加案件といたしました追加議案といたしましたは、最大で7件を予定してございます。

初めに、番号18、令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に必要な経費のほか、オーストリア・パラアスリート交流事業及び三島公民館に設置するシェアスペースの空調設備設置に伴い、必要な電気工事に要する経費について予算措置をするものでございます。現在内容を精査中でありまして、本定例会議初日には提出できないため、議案としてまとめ次第、追加議案として提出したいと考えてございます。

次に、番号19、契約の締結でございます。

本案は、那須塩原市指定ごみ袋製造管理、配送等業務委託の契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

業務の内容は、指定の規格に基づいたごみ袋の製造から配送までを委託するものでございます。現在、入札などの所要の進捗を進めておりまして、仮契約を締結した後、追加議案として締結したい

というふうに考えてございます。

次に、番号20、財産の取得についてでございます。

本案は、タブレット窓口受付システムに使用する機器の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

現在、見積り合わせの手続を進めておりまして、仮契約を締結した後、追加の議案として提出したいと考えてございます。

最後に、番号21、専決処分の報告についてということで、損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

専決処分の報告について、本定例会議中に最大で4件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が整った場合は追加議案として提出したいと考えております。

以上、7件についてよろしく願いいたします。

以上です。

○中里委員長 ただいまの追加案件に対しまして、追加案件の説明に対し質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 財産の取得でタブレットというのは、これ書かない窓口関係のことですか。

○中里委員長 部長。

○後藤総務部長 議員おっしゃるとおり、庁内の課税課とか市民課とか窓口に対応するタブレットでございます。

○中里委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、今度の議会の後に、それを説明して、最終で取得という考えでよろしいのでしょうか。

○中里委員長 部長。

○後藤総務部長 議員おっしゃるとおりであります。

○中里委員長 ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○中里委員長 ほかに質疑がないようですので、追加議案の取扱いについてお諮りいたします。

令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

森本委員、どうぞ。

○森本委員 それでは即決でよろしいんじゃないかと思えます。

○中里委員長 ほかに御意見ございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました補正予算案件が提出された場合は、最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、ただいま補正予算案件を除く追加の契約の締結案件1件と財産の取得案件1件、損害賠償の額の決定及び和解案件4件の計6件の取扱いについては、先例のとおり、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

課長。

○相馬議事課長 ございません。

○中里委員長 次に、議会提出の追加案件はございますか。

課長。

○相馬議事課長 議会提出の提出案件についてでございますが、この後、⑤の請願・陳情の取扱いの

中で内容を御説明いたしますが、本定例会議に合わせまして陳情の提出がございました。取扱いにより審査となった場合、その結果によりましては、意見書、決議書等の提出が予定されます。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対して、質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

請願・陳情の審査の結果等によりましては、意見書、決議書の提出が予想されます。その場合には、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり、一問一答方式により行い、時間は質疑のみ、1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会派代表質問についてお諮りいたします。

今回、3会派からの通告がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、15名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤請願・陳情の取扱いについてを議題といたします。

内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

課長。

○相馬議事課長 それでは、請願・陳情について、陳情2件でございます。

陳情第5号について御説明いたします。

陳情第5号は、別荘地内の太陽光発電設備事業に関する陳情で、陳情者は榎本恭子氏でございます。陳情の趣旨につきましては、那須塩原市太陽光発電事業と地域の調和に関する条例及び施行規則では、別荘地が抑制区域から除外されている。については、別荘地単位の太陽光発電事業に関する規制を求めるものでございます。

次に、陳情第6号について御説明いたします。

陳情第6号は、別荘地内における太陽光発電設備設置に関する陳情で、陳情者は加藤文明氏ほか3名でございます。

陳情の要旨については、太陽光発電設備は、緑豊かで景観が美しい住環境を望んだ住民の趣旨を

著しく妨げ、その資産価値毀損を招くことから、

①別荘地内において太陽光発電設備の設置を抑制できる条例を設けてほしい。

②那須塩原市への事前協議の段階で、別荘管理組合に説明を行うことを要件としてほしい。

③近隣住民説明会において、住民への説明会開催通知は開催の20日前に通知すること及び当該通知書には、1つ、申請段階での記載、2つ、近隣住民説明会の趣旨と意見提出期限、3つ、近隣住民意見提出後、事業者と住民間で協議が必要であること、また事業者提出の議事録は閲覧可能であることを表記する。また、事業予定地の標識は、申請段階が分かり、工事予定日も条例を遵守した実行可能な日を記載することを求められるものがございます。

説明は以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

取扱いについてお諮りをいたします。

陳情第5号についてどのように取り扱うか、御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 建設経済に付託してはどうかと思います。

○中里委員長 ほかに御意見はございますか。

相馬委員。

○相馬委員 取り扱う前に1件質疑よろしいですか。

○中里委員長 どうぞ。

○相馬委員 別荘地の抑制というふうにあるんですが、那須塩原市内で別荘地というふうに規定がされているというものがあるんですか。

○中里委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

○中里委員長 それでは、委員会を再開いたします。質疑に対しての答弁はございませんか。

係長。

○長岡議事調査係長 先ほど、規制をしています環境のほうと都市計画課のほうの用途区分のほうということで、両方のほうからちょっとお伺いをさせていただいたんですけども、別荘地という区分というのは、規制のほうでも用途のほうでもどちらもないということで、回答いただいたところです。

以上です。

○中里委員長 ほかに質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○中里委員長 では、改めて取扱いについてお諮りいたします。

陳情第5号について、どのように取り扱うか御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 この陳情第5号の内容を見ますと、別荘地ということで、陳情人のほうが書いてございますが、その中で想定される委員会の中で、建設経済常任委員会に付託した後に、参考人招致などで趣旨を確認した上で、対応をその他の委員会に必要であれば、付託するようなことになるかと思いますが、現段階では建設経済常任委員会に付託して審議したらいかがかと思います。

以上です。

○中里委員長 建設経済に付託するという御意見ということで伺います。

ほかに御意見ございますか。

森本委員。

○森本委員 別荘地内というと、完全に絞っている中で、委員会で審議審査できるのかなど不安に思っています。場合によってはこういう考え方が今

あるんだということを委員会での提案でもいいのかなというふうに思うんですね。

○中里委員長 ほかに御意見はございますか。
相馬委員。

○相馬委員 先ほどあったように、まず、別荘地という概念が明確でないというところもあるんですが、それも含めて一旦議会で審査すべきなんだろうと思います。今後もこういう事案が出てくる場合に一定程度、議会としてある程度の方向性というか、そういったものが出るような議事録をつくっておくためにも、委員会各自で審査したほうがいいだろうというふうに思います。

以上です。

○中里委員長 お伺いいたしますが、建設経済常任委員会に付託するという解釈でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中里委員長 ほかに御意見ございますか。
〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第5号については建設経済常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第6号についてどのように取り扱うか、御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 こちらのほうも、陳情第6号に関しましても、建設経済常任委員会に付託してはどうかと思います。

以上です。

○中里委員長 ほかに意見ございますか。
〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第6号については建設経済常任委員会に付託す

ることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑥会議日程についてを議題といたします。

別紙2に日程(案)がございますので、事務局からの説明をお願いいたします。

課長。

○相馬議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料の令和5年6月那須塩原市定例会議会議日程案を御覧ください。

期間は、5月31日水曜日から6月29日木曜日までの30日間の予定としております。

次に、表のほうを御覧ください。休会を除いて日順に御説明いたします。

初日、5月31日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決を予定しております。

次に、6月1日は会派代表質問を3会派行う予定としております。

次に、2日、5日、8日は市政一般質問を4人ずつ行う予定としております。

次に、9日は市政一般質問3人を行い、また、議案質疑、議案陳情の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、12日、21日、22日は、各常任委員会の付託議案等審査の予定としております。なお、22日は午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、28日は議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から行う予定としております。

最後に、29日は各委員長報告、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

このほか、6月1日木曜日9時30分から第17回の議会コンサートを予定しております。

説明は以上です。

再開 午前10時38分

○中里委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、改めて申し上げます。

6月定例会議の会議日程については、別紙案のとおり、5月31日水曜日から6月29日木曜日までの30日間とし、会派代表質問3会派については6月1日に、市政一般質問15人については6月2日、5日、8日の3日間に4人ずつ、9日に3人とし、議案質疑は9日金曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、討論通告書の提出期限は6月22日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月28日水曜日に午前10時から議員全員協議会を、午後1時30分から予算常任委員会全体会の開催を予定しておりますので、お含みいただきますようお願いいたします。

以上で、(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、本定例会議について、その他として執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時37分

○中里委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)6月定例会議の対応についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、6月定例会議の対応についての資料を御覧いただければと思います。

まず、1番から、こちら本会議の運用についてということで、執行部のほうには引き続き簡潔な説明に努めるようお願いするものです。

そして2番、通告、今回につきましてはございませんので、先例のとおり扱おうと、今会議は案件はないです。

3番、コロナ明け、通常どおりに、臨時会議から引き続きこちら通常としているところです。

4番、傍聴につきましても、基本通常どおり、そして、議場コンサートですけれども、6月1日、実施予定となっております。

5番、委員会の出席についてでございます。こちら、案件のない課につきましては出席を求めず、そして出席いただいた課につきましては、初めてということでございますので、開会前の自己紹介、こちら行ってたかと思っておりますので、こちらのほうを行ってはと考えてございます。

続いて、6番、委員会の開催についてでございます。すみません、資料のほうを一度。

先ほど決定いただきました会議日程のほうで、委員会がまず真ん中にごさいます6月12日、こちらが1日目、そして13日以降ですけれども、ベトナム、台湾を訪問ということで、休会となっております。そして、21、22に委員会のほうを行う予定となっております。

もし飛行機が遅れてしまった場合、どうしても

21、22に委員会の日程を組んでしまいますと、参加できない可能性というのが仮に予想されます。そのことを踏まえまして、すみません、また6月定例会議の資料のほうに戻りまして、6番の委員会の場所及び中継についてということで、6月12日、初日になりますけれども、ここで3常任委員会、皆さん議員さんがおそろいの状態で常任委員会を全て同時に開催をいたしまして、総務企画常任委員会については議場、そして福祉教育常任委員会は第2委員会室、建設経済常任委員会は303会議室での開催をしたいというふうに考えてございます。

最後に、7番ですけれども、予算常任委員会全体会、そして全協ですけれども、議場で行う、議場で予定をしているところですので、御検討いただければと思います。

以上です。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 なければ、ただいま説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 続きまして、次第(3)ホームページへの請願・陳情等文書表の公開についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 着座で説明とさせていただきます。

先ほど請願・陳情文書表のほうを御覧いただいたところです。現在の表記としては、件名と要旨と、そして陳情者の方の御住所と氏名という記載になってございます。

そして、ホームページのほうにもこの内容が公

開されているということです。近隣、大田原ですか矢板とかを確認しましたところ、同じ内容でやはり掲載しているという状況を確認したところでは。

続きまして、データのほうをお送りさせていただきました。今回、陳情第6号のほう、お二人目の加藤さんのほうからですけれども、陳情の文書とともに個人情報の取扱いについての御配慮をいただきたいといった申出をいただいているところです。私もちょっと議会事務局に関わって初めてのケースではあるんですね。

こういった趣旨としましては、一番下にですけれども、住所の特定は防犯上控えていただきたい。趣旨としては、恐らく別荘地が分かってしまうと、やはり空き巣ですとか、そういったものを心配されているのかな、あくまでこれは事務局の想定ですけれども、そういった理由から要望をいただいているところです。

そして、原則としては陳情者の御住所、名前とこのを表記する。ただ、この加藤さんについては控えていただきたいという要望をいただいている現状です。

もう一点、すみません、データのほうをお送りさせていただきました。こちらの2ページ、3ページに進んで開いていただいでよろしいでしょうか。

2ページ、3ページ目ですけれども、こちらも同じ議案、令和5年3月にホームページに公開しているデータになります。

那須高林産業団地の賠償について、一番下になります相手方の表記を○○○と表記をしているところです。実際、議運の皆さんに見ていただいたのは、相手方企業が表記されたもので、議案の審査はいただいています。ただ、ホームページ上では、やはり相手方への風評被害とかそういったも

のも懸念されるということで、ホームページだけこういった個人情報保護に配慮した表記のほうをしているところになります。

執行部と合わせた形ということで、ここから提案になりますけれども、もう一度すみません、この請願・陳情等文書表に戻りまして、今回加藤さんのほうから住所を控えていただきたいといった要望をいただいておりますので、この住所、そして郵便番号の表記を〇〇〇と表記をして、ホームページに公開してはどうかと考えております。

議案のほうは住所と氏名、これのとおり、今見ているもので審議をいただく。ただ、ホームページ上で公開するものについては、住所に配慮いただきたいということで、〇〇〇で表記をして、掲載のほうをされてはどうかといった提案となります。

以上です。

○中里委員長 ただいま説明が終わりました。

皆様から質疑、御意見等がありましたら、お願いいたします。

益子委員。

○益子委員 今、説明いただきました。そうしますと、今までは陳情とかその他のものに関しましても、ホームページでは住所等分かるような状況になっているということで、係長から御説明いただいたところなんです、近隣市町も、一応今の段階ですと分かるような状態ですが、3月の定例会議のうちに、51号、52号ですか、その号に関してはホームページ上では配慮がされたような形になっているということで、今回その陳情第6号の加藤さんのほうからそういった要望があったということになりますと、今後、そのような対応を取って、名前の表記、もしくは住所表記ということで、どちらか分からない方法でされていくのであれば、今後そういった要望があれば、そのような対応を

今後も継続されていく、そういった考えなのか、それともそういうものがなくても、そういった配慮をしていくというような考え、その点、一点だけ確認したいと思います。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 こちらの御意見いただいた、配慮いただきたいといったケース、恐らく皆様も初めてのケースかなというふうに事務局では考えております。今後、これが引き続き配慮いただきたいといった御要望がもしあればということで、今回は御要望いただいたので、今回の表記するものについては〇〇で表記いたします。

今後、もしさらに非表示にしていきたいといった御要望が引き続きあるようでしたら、こちら、例えばホームページ上に載せる、広聴広報とかで検討いただいて、じゃ、皆さん一律に載せない方向にしましょうとか、そういった御検討をしていければよろしいのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○中里委員長 森本委員。

○森本委員 傍聴者へ配っている資料には入っているのでしょうか。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 配布ではなくて、入り口のところに議案資料としてありまして、そちらについてはホームページと同じように、もしですけれども、今回〇〇で表記してよろしいということであれば、見ていただく書類については、個人情報を配慮、〇でも表記という形になろうかと思います。

○中里委員長 益子委員。

○益子委員 なぜ先ほどそのようなことで私伺ったかと申しますと、恐らく陳情者とか請願者ももちろんなんです、そういった趣旨のものを公のもので審議をしていただくということになりますと、

恐らくしっかり名前を残した形の中で、自分の存在、所在というものをはっきりした上で審議をいただいて、自分も過ちがないとか、正しくそのことに関して質疑をして答えをいただくということで、ある程度自分の名をさらした中で審議をして、しっかりとした責任を持ってやっているということになっていると思うんです。

そういった趣旨があって、恐らく姓名やら住所などを公表していると思うんですが、我々議員なんか個人ということで、ホームページ上、いろいろな部分で個人情報ですとか、そういったものに配慮するという流れにはなっているところなんでございますが、そういったことで恐らく名前が表記されているのではないかと思います。

そして、今、係長のほうから説明いただいたものに関して、今回のものに関しては、名前を要望されたものは〇〇〇ということで対応するというので、恐らく陳情6号もそうなって、5号は名前もそのまま出て住所も出ていとなると、恐らく、だったら私のほうもということで、今後以降はそういった流れになるんじゃないかと思って、伺った次第でございます。

そういった中で、恐らく近隣市町も今の段階ですと、ちゃんと名前と住所をはっきりさせた上で審議をしていただいている。そういった中で、ある程度の住所なりを分かりづらくしてしまうということになりますと、中にはそういったことは杞憂になってしまうかと思うんですが、中にはあまり自分の責任をちゃんとしない中で、今後そういった、例えば陳情なりが乱発されるのではないかと懸念して申し上げた次第でございます。

○中里委員長 ちょっと私のほうから話を整理させていただきます。

この加藤さんという陳情者から、我々の市議会

の審査については、きちんと住所と氏名の載った段階で審査を行います。ただ、我々のその審議する内容というのを今現在、ホームページに掲載のほうしております。ホームページに掲載することに当たっては、住所などを伏せた状態で陳情表だったり、そういったものを掲載してほしいと。今回は住所だけを伏せていただきたいという要望なんです。

今後のことについては、今回これ初めてのことで、これから続けていくか、あと全部一緒にするかというのは、これから検討する必要があるとは思いますが、まずこの件については、今回についてはとりあえず臨機応変な形を取って、加藤さんの要望も取り、執行部の議案の案件と同じ載せ方にして、〇〇と、相手方〇〇というような形で掲載させていただいてはどうかという話なんです。それをお諮りしている状況なので、我々が実際議場で行う審査については、しっかり名前と住所を載せた状態で審査を行いますので、審議審査については支障はございません。それだけはお含みいただく段階で、皆さんから御意見を伺いたいというふうに思います。

事務局から説明いただいたとおり、ホームページに住所を伏せた状態で請願・陳情の文書表を掲載するというのでどうかということなんですけれども、皆さんのほうでその点について改めて意見があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

益子委員。

○益子委員 そういうことであれば、了解いたしました。

○中里委員長 ほかに質疑ございますか。

○中里委員長 星委員。

○星委員 そうしますと、今回は〇〇〇でホームページでいいとして、今後、その個人情報を取扱い

をどうするのかというのを、議会としてもある一定程度答えは出せるように審議はしていくような形にするのかしないのかをちょっと検討いただきたいと思います。

○中里委員長 分かりました。御意見として伺っておきます。

ほかに意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 ほかに質疑がないようですので、ただいまの説明のとおり、ホームページに住所を伏せた請願・陳情等文書表を掲載することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(4)その他に入ります。

委員から何かございますか。

○山形議長 初めての会議ということで、今までは休憩時間が15分だったり10分だったりするんですけども、それをどうするか、ここでまた議運のほうで皆さん決めていただきたいなということで。また曖昧だったのかなと思って、すみません、それをちょっと。

○中里委員長 分かりました。

今後、本会議の休憩の時間を15分にするのか、10分にするのか。御意見いただきましたので、検討させていただきたいというふうに思います。

では、皆さんでもんでいただいて。

中村委員。

○中村委員 今、議長が言われましたが、15分を10分に元に戻すか、それとも15分で継続してやっていくかという意見かと思うんですが、今回の日程表、一般質問とか代表質問を日程表を取った中で、3人、4人としましたよね。その中では、時間は以前と同じ、3月議会と同じような仕組みの中で、

予測したもので進めていると見たわけなので、であれば、今回は15分の休憩の中でやっておいて、後にその間、皆さんで議論をして、本当に元に戻して、10分でいいですよという形にするかどうかを詰めていってもよろしいんじゃないかと思えますので、この場で10分か15分にするというよりも、今回は15分どおりにやっていただいて、詰めていくというのが私はベターなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○中里委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中里委員長 日程のとおり、質問の時間60分と区切られておりまして、市議会の中継を見てくださっている有権者の方々にとっても、今回10分にしまうと、中継の日程まで影響がしてくるということで、今回については休憩を15分という形でしたいというふうに思います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中里委員長 ほかに委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

◎閉会の宣告

○中里委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時56分